

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
関東甲信工事事務 室の賃貸借契約の継 続	契約担当役 関東甲信工事事務 室長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)金子第一ビル 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-6-23	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	72,889,236	—	—				
関東甲信工事事務 室名古 屋市在勤事務所の賃 借契約の継続	契約担当役 関東甲信工事事務 室長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区永田町 2-11-1	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	16,501,716	—	—				
相模原鉄道建設所 の事務所賃貸借契約 の継続	契約担当役 関東甲信工事事務 室長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	東邦電子(株) 神奈川県相模原市緑区 西橋本2丁目4-3	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	2,181,792	—	—				
山梨鉄道建設所の 事務所賃貸借契約の 継続について	契約担当役 関東甲信工事事務 室長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	個人	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	8,302,800	—	—				
飯田鉄道建設所 の事務所賃貸借契約 の継続	契約担当役 関東甲信工事事務 室長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	藤井興業(株) 長野県飯田市上郷黒田 3881	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	4,026,000	—	—				
中津川鉄道建設所 用地の賃借料	契約担当役 関東甲信工事事務 室長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	個人	入居中の事務所の継 続契約であり、本契約 者以外の者では契約の 目的を達成することが できないため左記の者 と随意契約した。	非公表	1,905,840						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
関東甲信工事局の清掃委託契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との事務所賃貸借契約により、特定の者以外との契約を許さないため。(機構契約事務規程第38条第1項第1号エ)	非公表	5,765,096	—	—				
関東甲信工事局名古屋市在勤事務所の清掃委託契約の継続	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)ザイマックスアルファ 東京都中央区築地1-13-10	事務所ビル所有者との事務所賃貸借契約により、特定の者以外との契約を許さないため。(機構契約事務規程第38条第1項第1号エ)	非公表	1,414,428	—	—				
令和3年度ネットワーク回線使用料	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	ソフトバンク(株) 東京都渋谷区代々木2-2-2	左記のもの以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	10,970,241	—	—				
電話料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38条第1号ウ)	非公表	1,842,000	—	—				
関東甲信工事局の電気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との事務所賃貸借契約により、ビル所有者以外との契約を許さないため。(機構契約事務規程第38条第1号エ)	非公表	6,480,000	—	—				
山梨鉄道建設所の電気料金	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	東京電力エナジーパートナー(株) 東京都中央区銀座8-13-1	当該事務所は新規設置事務所であり、過去の実績が無いため1年間の使用電力が確定できず入札参加が見込まれないことから、左記の一般送配電事業者と随意契約を締結したものである。(機構契約事務規程第38条第1項第1号ウ)	非公表	1,200,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度ETCカード 使用料	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)ジェシービー 東京都港区南青山5-1- 22	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	2,470,000	—	—				
法律相談契約	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	個人	左記の者以外では契約 の目的を達成すること ができないことから、契 約事務規程第38条第1 項第1号エの規定を適 用し、随意契約を締結 したものである。	非公表	1,320,000						
令和3年度青写真焼 付けその他作業の単 価契約(関東甲信工 事局他)	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	東京ドキュメントサービ ス(協) 東京都新宿区四谷3-3	業務運営上複数の相 手方と契約を締結する 必要があるため公募を 行い、契約事務規程第 39条第1項第4号の規 定を適用し、決定した 最低価格をもって左記 の1者と随意契約を締 結したものである。	非公表	折り図(手折り、折り 上がり規格A4)A0巾 55.00円/m 外	—	—				単価契約 予定総額 2,481,898円
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	住友林業レジデンシャル (株) 神奈川県横浜市西区北 幸1-11-15	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,056,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1 新宿アイランドタワ ー16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,255,200	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1 新宿アイランドタワ ー16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,274,400	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,221,600	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	950,400	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,236,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,203,600	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,278,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	993,600	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1 新宿アイランドタワー 16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,222,800	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)共立メンテナンス 東京都千代田区外神田 2丁目18番8号	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	972,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)共立メンテナンス 東京都千代田区外神田 2丁目18番8号	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	996,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)桜丘住販 東京都渋谷区桜丘町 15-14 フジビル40 9階	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	984,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)WOOC 東京都品川区西五反田 7丁目13-5 DK五反田 3F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	996,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1 泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,138,800	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)リロエステート 東京都新宿区新宿4-2- 18新宿光風ビル7F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	876,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)リロエステート 東京都新宿区新宿4-2- 18新宿光風ビル7F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	960,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)リロエステート 東京都新宿区新宿4-2- 18新宿光風ビル7F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	960,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)リロエステート 東京都新宿区新宿4-2- 18新宿光風ビル7F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	960,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,018,800	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	838,800	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,078,800	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	940,800	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	個人	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	1,308,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	大和リビングマネジメ ン(株) 東京都新宿区西新宿6 -11-3Dタワー西新 宿8・9F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	864,000	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	862,800	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約の継 続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)ひとへや 東京都渋谷区千駄ヶ谷4 丁目27番1号神宮外苑ビ ル10F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	930,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約の継続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	個人	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,308,000	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー16F	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,252,800	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)U建築 長野県飯田市座光寺720	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,066,150	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナーズ 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー14F	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,314,390	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナーズ 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー14F	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,325,430	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナーズ 東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー14F	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	971,350	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	個人	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,063,000	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナーズ 東京都港区六本木1-6-1 1泉ガーデンタワー14F	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,020,600	—	—				
令和3年度借上宿舎建物賃貸借契約について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	(株)S-FITパートナーズ 東京都港区六本木1-6-1 1泉ガーデンタワー14F	左記の者以外では契約の目的を達することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規程を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,023,390	—	—				
機械警備機器(防犯カメラ他)の賃貸借(飯田鉄道建設所)	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	ALSOKリース(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル5F	左記の者以外では契約の目的を達成することができないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,201,200	—	—				
名古屋市在勤事務所の駐車場契約継続について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月1日	岡谷不動産(株) 愛知県名古屋市名駅南1丁目16番30号	利用中の駐車場の継続契約であり、本契約者以外の者では契約の目的を達成することができないため左記の者と随意契約した。	非公表	963,600	—	—				
関東甲信工事局事務所(5階)のレイアウト変更業務委託について	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月8日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との事務所賃貸借契約により、特定の者以外との契約を許さないため。(機構契約事務規程第38条第1項第1号エ)	非公表	4,596,790	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規定等の根 拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年4月15日	(株)S-FITパートナ ーズ 東京都港区六本木1-6 -1泉ガーデンタワー14 F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	974,367	—	—				
相模原連絡所の事務 所賃借料	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年5月21日	福清商事(株)、福富興 業(株) 神奈川県横浜市中区初 音町1-21-1	必要条件を満たす物件 の調査を行った結果、 立地上及び経済上最も 条件の良い物件であ り、契約の相手方が特 定されるため。	非公表	1,031,583	—	—				
相模原鉄道建設所の 駐車場賃貸借	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年5月21日	(株)金子第一ビル 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	必要条件を満たす物件 の調査を行った結果、 立地上及び経済上最も 条件の良い物件であ り、契約の相手方が特 定されるため。	非公表	1,188,000	—	—				
関東甲信工事局事務 室内(6階部分)レイア ウト変更業務委託	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年7月19日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、特定の者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	19,719,480	—	—				
令和3年度借上宿舎 建物賃貸借契約につ いて	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年8月2日	(独)都市再生機構 東京都新宿区西新宿6- 5-1新宿アイランドタワ ー16F	左記の者以外では契約 の目的を達することが できないことから、契約 事務規程第38条第1項 第1号エの規程を適用 し、随意契約を締結し たものである。	非公表	834,400	—	—				
関東甲信工事局事務 室内(2階部分)原状 回復業務委託	契約担当役 関東甲信工事局長 奥原 祐治 神奈川県横浜市港北 区新横浜2-5-11 金子第1ビル	令和3年9月22日	金子ビルサービス(株) 神奈川県横浜市港北区 新横浜2-6-23	事務所ビル所有者との 事務所賃貸借契約によ り、特定の者以外との 契約を許さないため。 (機構契約事務規程第 38条第1項第1号エ)	非公表	15,683,580	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。